解散公告（第二回）

当法人は平成二十一年十二月三十一日総社員の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十五日）の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内に申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

大阪府高槻市大畑町三番九号
特定非営利活動法人関西情報文化交流協会
清算人　加藤まき子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

東京都新宿区西新宿七丁目二番六号西新宿K―一ビル四A
特定非営利活動法人睡眠臨床研究サポートネットワーク
代表清算人　ワインバーガージョンロス

解散公告（第三回）

当法人は、臨時社員総会の決議により平成二十一年十二月二十六日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

東京都港区南青山二丁目二二番一四号
医療法人社団明静会
清算人　朴　明郁

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十一年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

島根県安来市安来町一三三七番地一
財団法人安来市体育文化振興財団
代表清算人　藤原　常義

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十一年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

山口県山口市中央五丁目一四番二二号
財団法人内海奨学会
代表清算人　渡辺　純忠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月二十八日開催の社員総会の決議により平成二十一年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

香川県高松市寿町一丁目三番六号
社団法人香川県園芸種苗振興協会
代表清算人　庵原　稔

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年六月十日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十一年十一月十三日福岡県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原二五八番地
の五
医療法人杏永会
清算人　永田　治

配当公告

富山県魚津市木下新二六番地の一
破産者　有限会社上野タイヤサービス
右の者に対する富山地方裁判所魚津支部平成二十一年（フ）第一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四九、三四〇、四〇九円

一、配当することのできる金額
金二〇、〇二六、二八九円

平成二十二年一月二十七日

富山市磯部町二丁目三番二六号
破産管財人　栗本　正貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡山田町織笠第六地割三三番地、最後の住所岩手県下閉伊郡山田町織笠第四地割五三番地一三
被相続人　亡　佐々木トシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

岩手県宮古市宮町一丁目三番五号陸中ビル二階宮古ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　新谷　泰真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区成田東四丁目九三番地、最後の住所埼玉県川越市仙波町二丁目一九番地一三仙波マンション四〇二号室
被相続人　亡　茂木　信久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

埼玉県川越市新富町二―二二　八十二銀行
川越ビル六階
相続財産管理人　鈴木　淑子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区東中野一丁目一二二番地、最後の住所横浜市神奈川区松見町四丁目九四四番地の一妙蓮寺ハイツ一〇一号
被相続人　亡　西尾登美枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

横浜市戸塚区戸塚町一二一―七　オセアン戸塚町ビル三階
相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字中山五五八一番地、最後の住所長野県松本市庄内二丁目一番二一号
被相続人　亡　小岩井　幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

事務所長野県松本市沢村三丁目一番五号二階
相続財産管理人　長瀬　孝浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区久が原四丁目八九番地、最後の住所東京都大田区久が原四丁目三五番二三号ひかり荘二号館二一一号
被相続人　亡　毛利　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

岐阜市静が丘町六番地
相続財産管理人　司法書士　横井　岳志

第28期決算公告　平成22年1月27日

秋田県横手市神明町1番1号
朝日綜合株式会社
代表取締役　熊谷　邦夫

貸借対照表の要旨（平成20年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,278,221
	固定資産	813,221
	繰延資産	2,299
	合計	2,093,741
負純資産の債及び部	流動負債	1,190,307
	固定負債	741,467
	株主資本	161,967
	資本金	75,000
	剰余金	86,967
	利益準備金	(975)
	(その他利益剰余金)	(85,992)
	(うち当期純利益)	(20,363)
	合計	2,093,741